

平 成 2 0 年 8 月 8 日

高松市長 大 西 秀 人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成16年6月23日付け高下建第4516号および平成17年1月12日付け高下建第13434号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

これらの事案は、論点および処分内容が共通することから、一括して答申するものです。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている行政文書（以下「対象行政文書」という。）は、以下のとおりである。

【高下建第4516号の諮問に係るもの】

- （1） 平成16年5月28日付高管第3095号文書中の「覚書（写し）」の覚書原本
- （2） 上記（1）の覚書原本に関する一切の起案文書およびその一切の付属書類
- （3） 高松市瀬戸内漁協との間の一切の契約書類（覚書，協定書，念書その他の名称は問わない。）およびその一切の起案文書（付属書類を含む。）

【高下建第13434号の諮問に係るもの】

- (1) 高松市瀬戸内漁業協同組合に無償で使用させている土地（高松市瀬戸内町523番同522番その他）に関する一切の覚書および関連の一切の決裁文書，その他一切の契約関係書類の全部（ただし，電柱，電話柱，地下埋設物および3ヶ月以内の使用を除く。）

対象行政文書について，実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開とした処分のうち覚書締結決裁に記載された，相手方乙欄の「連合会会長名」および立会人欄の「漁業協同組合名および組合長名」については，非公開とした処分を取り消し，公開すべきである。

なお，本件対象行政文書中「覚書」については，別案件の平成19年9月12日付け高財活第116号「行政文書非公開決定処分に係る変更決定通知」により既に異議申立人に全部公開されており，当該対象行政文書に係る異議申立てについてはその利益がないため却下相当である。

その余の異議申立ては棄却すべきである。

2 異議申立てに至る経過

【高下建第4516号の諮問に係るもの】

平成16年5月31日：対象行政文書の公開請求受付

平成16年6月 8日：実施機関が一部公開の決定

平成16年6月17日：請求人からの異議申立書を受付

【高下建第13434号の諮問に係るもの】

平成16年11月30日：対象行政文書の公開請求受付

平成16年12月 8日：実施機関が一部公開の決定

平成16年12月27日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は，次のとおりである。

- (1) 本件処分は，高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件処分を取り消し，全部公開をすべきである。

(2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。

(3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例 8 条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由（却下相当内容除く。）

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

本件対象行政文書は、東部下水処理場の建設計画にあたり、漁業関係者と協議をかさねていくなかで、漁業権を有する漁業協同組合連合会との間で交わした、本市所有土地の取扱いに関する「誓約書」および「締結決裁」と、その結果締結された「覚書締結決裁」である。

(1) 「団体代表者の印影」について

「団体代表者の印影」については、公開すべき合理的理由および必要性がなく、これを公開することにより偽造等の不正利用につながる恐れも無いとは言い切れず、当人の正当な利益を害すると認められる。

よって、条例 7 条 2 号に該当し非公開が相当である。

(2) 「連合会会長名」について

「連合会会長名」は、通常他人に知られたくない個人に関する情報であり、これらを公開することは、当該個人の正当な利益を害し、その結果著しい不利益を与えるおそれがある。

よって、条例 7 条 1 号に該当し非公開が相当である。

(3) 「漁業協同組合名および組合長名、漁業協同組合連合会名および代表者名」について

「漁業協同組合名および組合長名、漁業協同組合連合会名および代表者名」は、条例 7 条 5 号該当性ともあいまって、公開されることにより、当該法人の信用・名誉・社会的評価の低下を招いたり社会活動の自由を損なうなど、当該法人に不利益を与えるおそれがある。

よって、条例 7 条 2 号に該当し非公開が相当である。

また、通常他人に知られたくない個人に関する情報であり、通常入手し得る情報と照合することによって、その構成員が識別されることとなり、当該個人の正当な利益を害し、その結果著しい不利益を与えるおそれがある。

よって、条例 7 条 1 号にも該当し非公開が相当である。

(4) 「交渉内容（貸付額）」について

「交渉内容（貸付額）」に係る情報には、迷惑施設の建設を円滑に実施するために必要な、関係者合意を形成するための要望・要求事項とその実施に係る情報が直接または、類推可能な形で記載されており、これらの情報が公開されると今後の同種の事務事業の実施に伴う関係地区団体との交渉において、不合理な要求が追加、増大されることなどにより、市の経済的利益を損ない交渉に長期間を要するなど、当該または同種の事務事業の公正かつ適正な執行を妨げるおそれがある。

よって、条例 7 条 5 号に該当し非公開が相当である。

5 審査会の判断（却下相当内容除く。）

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件対象行政文書と実施機関が非公開とした情報は以下の表のとおりである。

【高下建第 4 5 1 6 号の諮問に係るもの】

請求内容	対象行政文書	非公開情報
1－(2)	覚書締結決裁 (添付文書含む。)	団体代表者の印影 連合会会長名 漁業協同組合名・組合長名 交渉内容
1－(3)	誓約書	団体代表者の印影 漁業協同組合連合会名・代表者名 交渉内容
	誓約書締結決裁	漁業協同組合連合会名・代表者名 交渉内容

【高下建第 1 3 4 3 4 号の諮問に係るもの】

請求内容	対象行政文書	非公開情報
1 - (1)	覚書締結決裁 (添付文書含む。)	団体代表者の印影 連合会会長名 漁業協同組合名・組合長名 交渉内容
	誓約書	団体代表者の印影 漁業協同組合連合会名・代表者名 交渉内容

(1) 「団体代表者の印影」について

法人の印影については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとは言えないから、これを公開することは当人の正当な利益を害すると認められると判断することから、条例 7 条 2 号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(2) 「連合会会長名」、「漁業協同組合名および組合長名」、「漁業協同組合連合会名および代表者名」および「交渉内容」について

覚書締結決裁は、本件対象行政文書である「覚書」の起案文書であり、当該「覚書」は前述のとおり異議申立人に全部公開されている。

覚書締結決裁に記載された「覚書」案の、相手方乙欄の「連合会会長名」および立会人欄の「漁業協同組合名および組合長名」については、前述の「覚書」の公開により既に公となった情報として公開すべきと判断するが、覚書締結決裁中のその余の部分については、「覚書」が形成されるまでの過程に係る情報に類するものであり、これを公開することは今後の同種の事務事業の実施に伴う交渉において、公正または適正な執行を妨げるおそれがある。

誓約書および誓約書締結決裁に記載の「漁業協同組合連合会名および代表者名」については、東部下水処理場の建設計画における協議対象当事者の情報であることから、公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

「交渉内容」については、迷惑施設の建設を円滑に推進するために必要な関係者の同意を得るための情報であり、これらの情報が公開される

と、今後の同種の事務事業の実施に伴う交渉において、不合理または過大な要求をされる等により、経費の増大、実施の遅れ等、市の事務事業の公正または適正な執行を妨げるおそれがある。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成16年6月23日 (高下建第4516号)	諮問書受付
平成17年1月12日 (高下建第13434号)	
平成20年3月28日	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年4月23日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成20年7月30日	答申案審査
平成20年8月8日	答申